（労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）

第六条の二　法第十四条第二項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第十二条第一項の規定による払込みをいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事

二　出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該理事会の決議に賛成した理事

ロ　当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

三　出資の履行の仮装が普通出資者総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該普通出資者総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

ロ　イの議案の提案の決定に同意した理事

ハ　イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事

ニ　当該普通出資者総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事

第七条第二項第二号中「第二百十二条第一項の義務を負う募集優先出資の引受人（次号において「請求対象者」という。）」を「第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前項第一号に掲げる者」に改め、「判断」の下に「及びその理由」を加え、同項第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改める。

第二十条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第二十三条第一項第二号ロ(2)を次のように改める。

(2)　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十二条第四項第二号に掲げるもの

四

第二十三条第一項第二号ロ(3)中「会員外理事等」を「(1)及び(2)に掲げる者以外の理事」に改める。

第三十条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項各号を次のように改める。

一　労働金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該労働金庫の会員（個人会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下イにおいて同じ。）を除く。）を構成する者（同条第二項に規定する代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。

ロ　その就任の前五年間当該労働金庫の理事若しくは職員又は当該労働金庫の子会社（労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号ロにおいて同じ。）若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　当該労働金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

二　労働金庫連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であること。

ロ　その就任の前五年間当該労働金庫連合会の理事若しくは職員又は当該労働金庫連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　当該労働金庫連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

第十八条第一項中「三月以内」の下に「（当該労働金庫等が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該労働金庫等に係る取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

第十八条第二項第二号中「（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」及び「（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第四十三条第一項中「三月以内」の下に「（当該労働金庫等が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該労働金庫等に係る取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

第四十三条第二項第二号中「（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」及び「（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第四十五条第一項中「三月以内」の下に「（当該労働金庫等が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該労働金庫等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

第六十二条第一項中「三月以内」の下に「（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。